

令和6年度地域子育て支援人材養成事業委託業務仕様書

1 事業の目的

地域の子育て支援に取り組む人材を養成する研修を実施し、研修を修了した者を「子育て支援員」及び「放課後児童支援員」として認定することで、地域の子育てを支援する人材を養成するとともに、次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができる環境を整えることを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 研修実施業務

[共通事項]

①企画立案、進行・運営管理

- ・各研修事業の目的に沿った研修の企画設計を行い、講師等の選定及び連絡調整、業務の準備期間を含めた進行及び運営管理、その他必要な業務を行うこと。
- ・研修内容に合致する教材（テキスト、資料等）を選定の上、研修当日に受講者全員分を用意し配付すること。なお、教材の代金として受講者から実費相当額を徴収することができるものとする。
- ・研修受講者の決定にあたり、受講希望者数が募集定員を上回った場合は、できるだけ受け入れるよう調整等を行うとともに、人数制限を行う場合の選定方法等を予め示すこと。
- ・受講希望者に対しては、研修受講後の就業を目的として研修を受講する意思を確認するとともに、研修を実施する1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、業務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するとともに、その結果を報告すること。
- ・受託者は、研修の実施状況を写真撮影し、その画像データをJPEG形式で提出すること。なお、提出された画像データを県が使用できるよう、受託者が予め関係者等から使用許諾を得ること。

②会場借上げ、設営等

- ・研修会場、附属設備、貸出器具等の借上げを行うとともに、事前準備、研修当日の会場及び設備等の設営、撤去、清掃、ゴミ処理等を行うこと。
- ・会場の選定にあたっては、受講者が受講しやすい環境（公共交通機関利用者の利便性、駐車場利用台数の確保等）に配慮すること。

③感染症対策について

- ・本事業実施においては、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に十分配慮すること。
- ・県内の感染状況に応じて、契約限度額の範囲内で、講義をオンライン形式やeラーニング形式等に変更して実施することができるものとする。なお、開催方法の変更に関しては、県と協議の上、決定すること。

④その他

- ・受託業務の遂行に必要なとなる経費は、契約金額にすべて含まれるものとし、特に定めたものを除き、受託者がその支払いを行うこと。
- ・受託業務の遂行にあたっては、安全対策を十分に講じるとともに、必要に応じて適切な保険に加入すること。なお、加入した保険の契約内容等が分かる書類を、本業務に係る契約締結後、速やかに県に提出すること。
- ・研修の日程終了後、修了証の作成に必要なとなる受講修了者の名簿等の資料を、速やかに県に提出すること。

[各研修]

①子育て支援員研修

- ・国が定める「子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づき、事業の目的に沿った研修とすること。なお、同要綱に準じて基本研修及び専門研修を実施すること。
- ・研修内容については、「子育て支援員研修に係る指導略案及び標準的な履修・指導内容の教材例（平成27年度厚生労働省委託事業「子育て支援員研修の充実等に関する調査研究事業報告書」一般社団法人教育支援人材認証協会）」を参考にするとともに、各事業に関する専門家の助言を受けるなどして、適正なものとする。
- ・研修内容や過去の受講状況を考慮の上、会場選定等に工夫を行うこと。
- ・受講募集定員については、県と協議の上決定すること。
- ・研修受講者の募集前に、各コースの内容や受講方法に関する説明動画をホームページで公開し、研修内容の周知を図ること。
- ・受講希望者からの受講コースの選定等の個別相談に対応すること。
- ・過去に「子育て支援員研修」を受講し、必要な講座等を修了していないために資格が認定されていない者に対して、その対応策を講じること。
- ・研修修了者の就労について、市町や関係機関等と連携するなど配慮すること。
- ・研修修了者を対象としたフォローアップ研修を実施し、研修において習得した内容と各事業に従事し日々の実践を通じて生じた疑問等の解消や、各事業の従事者としての資質向上を図ること。

②放課後児童支援員認定資格研修

- ・国が定める「放課後児童支援員等研修事業実施要綱（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づき、事業の目的に沿った研修とすること。
- ・研修内容については、同要綱の「放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県等認定資格研修ガイドライン）」に合致したものとする。
- ・受講募集定員については、県と協議の上決定すること。
- ・受講希望者に対しては受講資格の確認、及び研修当日の受講者受付の際には本人確認等を行うこと。

- ・研修は2回実施すること。なお、そのうち1回は中讃会場とし、受講者の利便性向上を図ること。
- ・国が実施する「健全育成指導者養成研修（都道府県等認定資格研修講師養成研修）」に、現在、県内で放課後児童支援員等に従事しており、研修の参加要件を満たしている者を2名以上選定し受講させること。

(2) 広報業務

- ・「子育て支援員研修」について、事業目的等の理解を図るとともに受講希望者を増加させるため、効果的で独自性のある広報活動を行うこと。なお、インターネット等を活用した広報活動の提案を行う場合、その経費が50万円（消費税及び地方消費税を含む）を超えない範囲で提案すること。
- ・県の広報誌「THE かがわ」に「子育て支援員研修」の受講者募集に係る記事を掲載することを考慮して、広報活動全体の企画設計を行い、関係者等との連絡調整、準備期間を含めた進行・運営管理、その他必要な業務を行うこと。

(3) その他の効果的な支援業務

- ・事業目的達成のために効果的で独自性のある支援策を提案のうえ、実施すること。なお、当該提案については、その経費が50万円（消費税及び地方消費税を含む）を超えない範囲で実施すること。

3 契約限度額

8,738,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

4 その他

- (1) 本事業実施に関する準備は、受託者の責任において行うこと。
- (2) 本事業の成果物並びにデザインの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は県に帰属する。この成果物等の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者は、あらかじめ当該第三者の書面による契約により当該著作物に係る著作権を受託者に譲渡させた上で、当該成果物等を県に引き渡すものとする。なお、研修で受講者が使用する書籍及び講師等が配布する参考資料については、当該成果物等には当たらないものとする。
 県及び県の指定する者は、この成果物に係るアイデア、ノウハウ、コンセプト等について、対価を支払うことなく自由に使用できるものとし、県が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。
- (3) 受託者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 受託者決定後、協議により、採用された企画を一部変更することがある。
- (5) 委託業務の実施に伴うスタッフ等の就労について、労働関係法令を遵守すること。

- (6) かがわイベントマニュアルを踏まえ、省エネルギー、ゴミの少量化など環境に配慮するよう努めること。
- (7) 委託料は概算払い、又は事業完了後の精算払いとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度担当と協議すること。

担当 香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課 笠井

TEL : 087-832-3288